

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県東温市山之内甲389番地1
氏 名 有限会社ジー・シー・オー
取締役 大西 良樹
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である
~~第14条の2第1項~~
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許 可 の 年 月 日
許 可 の 有 効 年 月 日

令和 8 年 7 月 7 日
令和13年 7 月 6 日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、動物のふん尿

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 愛媛県東温市山之内字コブ谷甲389番1、甲389番2

(面 積) ①33.08㎡、②36.29㎡、③0.24㎡、④0.06㎡

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

① 廃プラスチック類 以上1種類、

② 金属くず 以上1種類、

③ 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物)、
「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)

及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物) 以上3種類

④ 燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物) 以上3種類

(裏面に続く)

(裏 面)

(積替えのための保管上限)

①27.49m³、②27.81m³、③0.21m³、④0.02m³

(積み上げることができる高さ)

①1.1m、②1.0m、③0.88m、④0.35m

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 7月 7日(当初許可)

令和 8年 7月 7日(更新許可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・☒無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無